

21.6.24

高野隆法律事務所

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	令 和 2 年 (行 ヒ) 第 2 9 2 号
決 定 日	令 和 3 年 6 月 2 3 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 一 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	小 池 裕 池 上 政 木 澤 克 山 口 卓 深 山 卓 也
当 事 者 等	附 帶 申 立 人 想 田 和 弘 附 帶 申 立 人 古 槇 典 子 附 帶 申 立 人 平 野 司 上 記 3 名 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 吉 野 京 子 ほか 附 帶 相 手 方 国 上 川 陽 子 同 代 表 者 法 務 大 臣 武 川 陽 圭 志 ほか 同 指 定 代 理 人 武 笠 圭 志 ほか
原 判 決 の 表 示	東 京 高 等 裁 判 所 令 和 元 年 (行 コ) 第 1 6 7 号 (令 和 2 年 6 月 2 5 日 判 決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文 本件を上告審として受理する。</p> <p>第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。</p> <p style="text-align: center;">令和3年6月23日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 黒 澤 和 之 </p>	

これは正本である。

令和3年6月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

黒澤

和之

